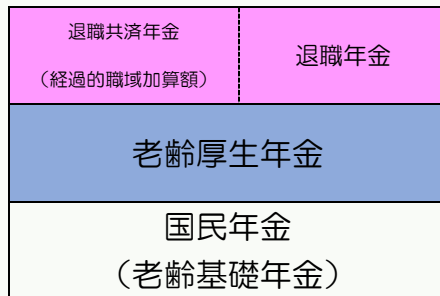


年金課

給与所得による老齢年金の支給停止について（在職老齢年金）

老齢厚生（退職共済）年金を受給されている方が市町村役場や民間会社などに在職中で厚生年金保険の被保険者である場合や国会議員・地方議会議員になったときは、停止額の算定式により年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

老齢年金のイメージ図



以下、ア～ウのいずれかに該当する方が対象となります。

- ア 厚生年金保険に加入する70歳未満の方（公務員、私立学校教職員を含む。）
- イ 厚生年金保険適用事業所に勤務する70歳以上の方（公務員、私立学校教職員を含む。）
- ウ 国会議員または地方議会議員の方

- 停止額の算定式により支給停止される年金は老齢厚生年金のみとなります。
- 退職共済年金（経過的職域加算額）については、公務員として在職中の方は全額支給停止となりますが、短期組合員の方、民間会社や私立学校などに在職中の方は全額支給されます。
- 退職年金（退職等年金給付）については、公務員として在職中の方は全額支給停止となりますが、それ以外の方は全額支給されます。
- 老齢基礎年金については、在職中でも停止されません。
- 退職後は支給停止が解除され、全額支給されますが、在職中に支給停止されていた年金については、支払われません。

令和4年3月31日までの老齢厚生年金の支給停止の基準額は、65歳未満の場合は28万円、65歳以上の場合は47万円となっており、停止額の算定式もそれぞれ異なっていました。令和4年4月1日からは以下の算定式に統一されました。

●停止額の算定式

A. 総報酬月額相当額(注1)と基本月額(注2)との合計額が47万円(注3)以下の場合

支給停止額(月額) = 0円(全額支給)

B. 総報酬月額相当額(注1)と基本月額(注2)との合計額が47万円(注3)を超える場合

支給停止額(月額) = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47万円) × 1/2

(注1) 総報酬月額相当額 = (①当月の標準報酬月額等) + (②当月以前1年間の標準賞与等の総額) × 1/12

①標準報酬月額等(上限は650,000円、下限は88,000円)

- 厚生年金保険法の規定による標準報酬月額
- 国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の規定による歳費月額
- 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令定めるところにより算定した額

②1年間の賞与等の総額の1/12(各月の賞与等が150万円を超えるときは、それぞれを150万円として計算します。)

- 厚生年金保険法の規定による標準賞与額
- 国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の規定による期末手当の額(1,000円未満切捨て)
- 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による期末手当の額(1,000円未満切捨て)

(注2) 基本月額 = (③老齢厚生年金の年額 - 加給年金額 - 経過的加算額 - 繰下げ加算額) × 1/12

③老齢厚生年金の年額(複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は金額を合算します。なお、老齢厚生年金を繰上げしているときは、65歳に達するまでの経過的加算を基本月額に含みます。)

(注3) 47万円は令和4年度の額です。賃金や物価の変動により改定されることがあります。

モデルケース

氏名：共済太郎さん

経歴：65歳で公務員（一般組合員）を退職。退職後、民間会社に再就職。

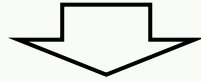
年金

老齢厚生年金
退職共済年金
(経過的職域加算額)

120万円(年額)
12万円(年額)

給与

標準報酬月額 38万円
賞与(年間) 84万円



年金

基本月額 = $120\text{万円} \times 1/12$ = 10万円…①
退職共済年金の月額 = $12\text{万円} \times 1/12$ = 1万円…②
(経過的職域加算額)

給与

総報酬月額相当額 = $38\text{万円} + 84\text{万円} \times 1/12$ = 45万円…③

支給停止額(月額) = $(45\text{万円}(\text{③}) + 10\text{万円}(\text{①}) - 47\text{万円}) \times 1/2$
= 4万円…④

年金支給額(月額) = $10\text{万円}(\text{①}) - 4\text{万円}(\text{④}) + 1\text{万円}(\text{②})$
= 7万円